

1 区分	2 交付対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者
訪問介護サービス提供体制確保支援事業	令和8年7月30日付老発0730第5号厚生労働省老健局長通知別紙の「令和8年度（令和7年度からの繰越分）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業実施要綱」（以下、「国実施要綱」という。）4（1）に記載の事業（ただし①オ及び②カを除く）	(1) 人材確保体制構築支援事業 ア 研修体制の構築の支援 1事業所あたり10万円 イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 1事業所あたり30万円 ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援 (ア) 中山間地域等・離島等地域に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき3,500円 30分以上の同行支援1回につき5,000円 (いずれも経験年数の短い（訪問業務従事期間が1年未満）訪問介護員等1人につき30回まで) (イ) 上記地域以外に事業所が所在する場合 30分未満の同行支援1回につき2,500円	(1) 人材確保体制構築支援事業 ア 研修体制の構築の支援 - 研修カリキュラムの作成・見直しやキャリアアップの仕組みづくりに要する費用 - 研修等の受講に要する費用 イ 中山間地域等・離島等地域における採用活動の支援 - 離島等地域に所在する訪問介護事業所でインターンの受入れや職場体験等を実施するにあたり交通事情で参加者の滞在が必要となる場合に要する経費 - 中山間地域等・離島等地域に所在する訪問介護事業所で都市部等で実施される合同説明会や就職フェアなどに出席する場合の交通費 ウ 経験年数が短い訪問介護員等への同行支援 - 経験年数が長い訪問介護員等が経験年数の短い（訪問業務従事期間が1年未満）訪問介護員に同行し指導を行う取組に要する経費	介護保険法に基づき、愛知県の指定又は許可を受けた訪問介護事業所。 ただし、国実施要綱4（1）①エ及び②オについては、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等の集合住宅等の併設事業所は対象外。

		30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円 (いずれも経験年数の短い、訪問業務従事期間が 1 年未満) 訪問介護員等 1 人につき 30 回まで) エ 周辺事業所の休業止等に伴うかかり増し経費への支援 (人材確保に関する経費) (ア) 新規職員の採用等に係る費用 (採用関連) (研修関連) 1 事業所あたり 30 万円 (イ) 休業止事業所の利用者受入に伴う一時的なかかり増し経費 1 事業所あたり 20 万円 (ウ) 同一法人内の応援・派遣に係る経費 1 事業所あたり 10 万円 (2) 経営改善支援事業	エ 周辺事業所の休業止等に伴うかかり増し経費への支援 (人材確保に関する経費) (ア) 新規職員の採用等に係る費用 (採用関連) ・ 求人広告掲載費 ・ 採用担当職員の交通費 ・ 採用面接の会場費 ・ 選考に係る事務費用 ・ ユニフォームやタブレットの購入費用 (研修関連) 新規採用職員の研修・教育費 (研修講師への謝金や外部研修の参加費) (イ) 利用者受入に伴う職員の時間外労働に要する費用 ※時間外労働に要する経費については、「休業止事業所の利用者受入に伴い増加した時間外労働に要する費用そのものが対象ではない」。休業止事業所の利用者受入れ前後の支出増加額が介護保険収入の増加額より大きい場合に、支出増加額のうち時間外労働に係る費用が補助対象となる。 (ウ) 応援職員の旅費・宿泊費 (遠方からの応援の場合) 応援元事業所への手当 (2) 経営改善支援事業	
--	--	---	--	--

		業 ア 経営改善の支援 1 事業所あたり 40 万円 イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月あたり 10 万円（3 か月まで） ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援 （ア）国実施要綱 4 (1) ②ウの【対象法人の要件】（エ）に該当する法人を含む場合 1 事業者グループあたり 200 万円 （イ）上記以外の場合 1 事業者グループあたり 150 万円 エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 1 事業所あたり 30 万円 オ 周辺事業所の休廃止等に伴うかかり増し経費への支援（利用者	ア 経営改善の支援 ・ 訪問介護事業所が個別にコンサルタント事業者等へ委託する経費 ・ 事務作業を行うための臨時職員の雇用経費 イ 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援 ・ 登録ヘルパーが常勤職員としての雇用を希望する際に必要な賃金等（法定福利費含む）の差額の経費 ・ 登録ヘルパーの離職に伴い新たに常勤の訪問介護員を雇用する際に生じる賃金等の差額の経費 ウ 小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援 ・ 人材募集や一括採用、合同研修の実施に要する経費 ・ 従業員の職場定着や職場の魅力発信に資する取組に要する経費 ・ 人事管理や福利厚生、請求業務等のシステム共通化に要する経費 ・ 物品調達の合理化のための共同購入の取組に要する経費 ・ 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に要する経費 エ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 ・ ホームページの開設・改修に係る経費 ・ リーフレット・チラシの作成・印刷に要する経費 オ 休廃止事業所の利用者情報の引継・契約関連事務費 ・ 契約書作成に係る事務経費、休廃止事業所の記録等の引継やケアマネジャ	
--	--	--	---	--

		の引継ぎ等に関する経費) 1 事業所あたり 10 万円 (周辺事業所が新規利用者受入を停止している場合等、周辺事業所の休廃止以外の事由に伴う受入れの場合は、1 事業所あたり 3 万円)	一等多職種連携の引継に要する費用 (会議費用) ・ 利用者宅への事前訪問やサービス担当者会議への参加にかかる移動コスト (ガソリン代、公共交通機関の運賃)	
--	--	---	--	--